様式第七（第五十八条関係）

解体業変更届出書

年　　月　　日

　岡山県知事　殿

（郵便番号）

住　　所

氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

　　　　　年　　月　　日付け第　　　　　　　　　　号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の内容 | 新 | 旧 |
|  |  |
| 変更の理由 |  |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

誓　　約　　書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第１項第２号に規定する欠格要件

イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの注１若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。第32条の３第７項及び第32条の11第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の２（凶器準備集合罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ　第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第７条の４若しくは第14条の３の２（廃棄物処理法第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ト　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからヘまでのいずれかに該当するもの

チ　法人でその役員又は政令で定める使用人注２のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ　個人で政令で定める使用人注２のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

注１）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

注２）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

　　　・　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

　　　・　継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者をおくもの

　届出者は、上記のいずれにも該当しないことを申し立てます。

年　　月　　日

　岡山県知事　殿

届出者

（住所又は法人にあっては主たる事務所の所在地）

（氏名又は法人にあっては名称及び代表者名）

役員等の変更に係る新旧対照表

※　役員（業務を執行する社員、執行役又はこれらに準ずる者（相談役、顧問等、業務を執行する社員、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者を含む。））、政令で定める使用人及び法定代理人の変更について記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 新役員等 | 旧役員等 |
| 役 職 名 | （ふりがな）氏　　名 | 出資の割合 | 役 職 名 | （ふりがな）氏　　名 | 出資の割合 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

注１）新旧ともに全ての役員を記載すること。

注２）新任者及び退任者については、その旨カッコ書きで記入すること。